

徳島県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者)

住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

生年月日 _____

犯罪被害者との続柄 _____

電話番号 _____

徳島県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の給付を受けたいので、徳島県犯罪被害者等見舞金給付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 犯罪被害の概要

犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日生
犯罪被害者の住所			
犯罪被害が発生した日	年	月	日
犯罪被害を知った日	年	月	日
犯罪被害を受けた場所			
犯罪被害に係る罪名※	※判明していない場合は記載不要		
犯罪被害の概要			
事件捜査取扱警察署	都道府県		警察署
	被害届提出年月日	年	月 日

- 2 犯罪被害者及び第1順位遺族とも、加害者との間に婚姻関係（※）又は3親等以内の親族関係はありません。

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。

☐はい ☐いいえ（ ）

- 3 犯罪被害者又は第1順位遺族による犯罪行為の誘発行為、その他責めに帰すべき行為はありません。

☐はい ☐いいえ（ ）

- 4 犯罪被害者及び第1順位遺族とも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）のほか、暴力団等に協力し、又は関与する等暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。

☐はい ☐いいえ

- 5 見舞金の受給後に、見舞金の給付を受ける資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該給付を受けたと認められるときは、給付要綱第11条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還します。

☐はい ☐いいえ

- 6 見舞金の給付に必要な警察等が保有する犯罪被害者等の個人情報について、徳島県が収集し、提供を受けることについて同意します。

☐はい ☐いいえ

- 7 見舞金の給付決定後に、当該見舞金を受け取るべき遺族が新たに判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

☐はい ☐いいえ

- 8 代理申請（※代理申請をする場合のみ記入）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人 生年月日	年 月 日生
代理人住所			
代理人連絡先			

9 過去に、徳島県犯罪被害者等見舞金の給付を受けた場合は、その見舞金の種類

☐遺族見舞金

☐重傷病見舞金

☐精神療養見舞金

10 添付書類（申請に当たって添付する書類の□にチェックを付けてください。）

必須書類
☐ 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
☐ 申請者が、当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又はやむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
☐ 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

該当する場合に添付する書類
☐ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、徳島県パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの写し、他の地方公共団体における同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等）
☐ 申請者が配偶者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（徳島県パートナーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。））以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等）
☐ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（健康保険資格確認書の写し、源泉徴収票の写し等）
☐ 遺族見舞金の給付を受けることができる第1順位遺族が2人以上あるときは、徳島県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
☐ 代理人による代理申請を行うときは、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状）
☐ その他、知事が必要と認める書類

※地方公共団体が発行する各種証明は、発行日から3か月以内のものとし、住民票については個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付すること。